
航空自衛隊草創期の高射部隊帰属問題についての考察

西田 裕史

<要旨>

航空自衛隊が創設後まもなく直面したのは、ミサイル万能時代が近いとの当時の風潮の中で、陸上自衛隊との間に生じた高射部隊帰属をめぐる問題であった。この問題の政策過程については陸自及び内部部局の当事者の回想が若干存在するにとどまる。そこで本稿では、近年利用可能になった当時の内局、統幕会議、陸自及び空自の関係者の回想証言等に基づき、高射部隊帰属問題の実相について多角的に検討する。

端的に言えば、高射部隊帰属問題における政策過程の実相は結論先送りの連続であった。その最終決定は、部隊建設を実質的に担った陸自に低高度 SAM のホークを、戦略的守勢の下で全般防空を担う空自に高高度 SAM のナイキを、それぞれ帰属させるという妥協の産物であったと同時に、陸自及び空自各々の主張とその間における激しい論争とを十分に踏まえた上での防衛庁長官による裁定であった。

はじめに

航空自衛隊は、警察予備隊・海上警備隊といった前身組織を持つ陸上・海上自衛隊と異なり、それら陸海の前身組織から旧陸・海軍航空出身者をはじめとする人材提供を得つつ、米空軍の強力な支援を受けながら草創期を歩んだ。一方でこの時期空自は、組織のあり方に直接影響を及ぼしかねない重大な問題を経験する。その一つが、陸自との間に生じた高射部隊帰属問題であった。

高射部隊帰属問題とは、端的に言えば在日米軍高射砲部隊撤収と入れ替わりに米国から新規に導入する地对空誘導弾を陸自と空自とのいずれが受け入れて管轄するのか、という問題である。当時、陸・空両自衛隊のいずれも主力部隊育成に注力していた関係上準備が整っておらず、しかも陸自は拠点防空、空自は全般防空の観点から、受け入れの当事者となることそのものについては互いに譲歩しがたい重要な問題であった。

ところで防衛庁や陸上・海上自衛隊については研究が蓄積されてきているものの、

空自の草創期に関する実証的研究は少ない¹。それは主に、資料の制約が原因であると推測される。この高射部隊帰属問題についても、管見の限り陸自及び内局の関係者による回想が存在するにとどまる²。そこに記されているのは、陸上・航空自衛隊の主張の概要、両者の間に激しい論争があったこと、最終的に時の防衛庁長官が帰属の決定を下したということに過ぎない。つまり、問題の発端を含めてその政策過程の全体像は詳らかでない。

そこで本稿では、主に近年利用可能になった当時の関係者の回想証言等に基づき、高射部隊帰属問題の実相についてあらためて検討することとしたい。本稿は、国立公文書館所蔵の二つの資料に着目する。いずれも、この問題に深く関わった陸自関係者によるものである。一つは、「地对空誘導弾（ナイキ・ホーク問題）座談会記録」である³。この中で帰属問題当時要職にあった和田盛哉（陸将、陸幕第3部長（1957-60年）、西方総監（1962-65年））は、自らの業務メモを手記に回想の弁を述べているが、一部記憶が定かでない発言が見られる。他方で、和田はこの時携えていたと思われるものを含め、膨大な業務メモを基に克明な回想録を記している。それが、いま一つの資料「和田盛哉回想録」である⁴。座談会では時期が曖昧だった事象が、この回想録では時系列に沿って綿密かつ詳細に記述されている。

もとより、だからと言ってこの回想録が正確に高射部隊帰属問題について伝えているとは断言できない。例えば比較対象とすべき空自側からの視点での資料は、当該問題に関して断片的なものが多い。帰属決定後の部隊建設について詳述したものの⁵は存在するが、国立公文書館所蔵資料を調査した結果、現時点で陸自側の二つの資料に相当するような資料は管見の限り見当たらない。

つまり、本稿で主に用いた資料によって、高射部隊帰属問題に関する時系列的な意味での全体像については、これまで未解明になっていた部分も含め相当程度把握することが可能になったとはいえようが、問題のもう一方の当事者である空自については

1 航空自衛隊草創期の研究には以下のようなものがある。岡田志津枝「戦後日本の航空兵力再建」『防衛研究所紀要』第9巻第3号（2007年2月）；中島信吾・西田裕史「航空自衛隊創設期の旧軍航空関係者の役割と米空軍の関与について」『防衛研究所紀要』第22巻第2号（2020年1月）；西田裕史「航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての一考察」『戦史研究年報』第24号（2021年3月）。このほか、航空自衛隊の創設を取り上げたものとしては次のようなものがある。増田弘『自衛隊の誕生』（中央公論新社、2004年）；大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集第3巻』（三一書房、1993年）；読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』（読売新聞社、1981年）。

2 杉田一次『忘れられている安全保障』（時事通信社、1967年）；海原治『日本防衛体制の内幕』（時事通信社、1977年）；政策研究大学院大学（政策研究院）C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト『海原治（元内閣国防会議事務局）オーラルヒストリー』（2001年）。なお、海原の回想は一貫して同趣旨のことを述べている。

3 「地对空誘導弾（ナイキ・ホーク問題）座談会記録」（「平17防衛02259100補給整備管理1（1/3）」国立公文書館所蔵）。

4 「和田盛哉回想録Ⅱ」（「平17防衛02015100自衛力の確立10（2/4）」国立公文書館所蔵）。

5 「ナイキ部隊の創設と育成」（「平17防衛02073100新設と育成2/2」国立公文書館所蔵）。

不明の部分が残されているといわざるを得ない。本稿で論ずる空自側の発言や認識が、主として陸自側の資料に基づくものである以上、この問題に関する政策過程をより立体的に分析するためには、今後のさらなる関連資料の発見と公開が待たれることを付言しておきたい。

本稿の構成は、次のとおりである。まず、新たに利用可能となった国立公文書館所蔵資料における関係者の証言等を紐解いて公刊の回想では不明確な問題の発端を明らかにし、論争の展開を追う。続いて、論争長期化の状況から決着までの経緯を明らかにする。最後に、それらを踏まえて問題の実相について考察する。

なお、本稿では煩瑣となることを避けるため、組織・役職等については原則として「航空自衛隊」「陸上幕僚長」を「空自」「陸幕長」のように省略して表記する。

1. 高射部隊帰属問題の発端と論争の展開

(1) 問題の発端と陸上及び航空自衛隊の状況（1957年5月-6月）

既に述べた当事者の回想では、高射部隊帰属問題の発端について明確には触れられていない。高射部隊帰属問題の発端は何だったのか。国立公文書館所蔵資料を紐解くことで当時の日本の国内外の状況と共にそれが明らかになる。

戦後日本における高射防空は、国内に相当数配置された米軍高射砲部隊が担っていた。そのため1954年の発足以降、陸自は地上作戦部隊、空自は飛行部隊とそれぞれ主力部隊の建設と育成に注力しており、高射防空自体に大きな注意を払わない傾向にあった。一方で、陸自と空自の間には創設当初の6ヵ年に及ぶ防衛力整備計画において一応高射部隊建設に関する協定が結ばれていた。ところが、その具体化を見ないうちに在日米陸軍高射砲部隊が解隊撤収することとなり、これを契機に高射防空に関する帰属問題が生起するのである⁶。

1957年5月、米陸軍高射砲部隊の解隊撤収が表面化する。各地に配置されていた在日米軍の高射砲部隊は、早いものは1957年中に、遅くとも1958年に解隊することであった。戦後それまでの間、高射部隊による地上防空を米軍に依拠していた日本は自力での対応を迫られ、以降数年間に及ぶ防衛庁・自衛隊内における高射部隊帰属問題の直接的な発端となった。なお、当時米国は本土において既にナイキ、ホークの配備を完了し、NATO諸国も逐次SAM（Surface to Air Missile（地対空ミサイル））

6 「和田盛哉回想録Ⅱ」：「地対空誘導（ナイキ・ホーク問題）座談会記録」。

を配備中であったことから、極東方面でも在来型火砲からSAMへの転換、すなわち在日米軍が旧来の高射砲を撤収するのは時代の趨勢だった⁷。

帰属問題が生じた際に陸幕第3部長だった和田盛哉は、1955年頃の陸自は増勢の最中で管区隊・混成団の増設に注力していたと述懐する⁸。

陸自が地上作戦部隊建設・育成に注力する一方、陸自・海自のような前身組織を持つことなく新たに創設された空自は特に各種航空作戦の要となる飛行部隊の建設・育成に追われ、高射部隊編成の具体化については大幅に遅れていた。そこに、米軍高射砲部隊の解隊撤収問題が表面化し、にわか高射部隊編成が課題として浮上することになった。当時、陸幕で防衛班長だった田中兼五郎(陸将、陸幕第3部長(1962-64年)、東方総監(1968-69年))は、陸自の高射砲部隊の構想が非常に漠然としていた一方、陸自が米軍撤収後を引き継がないのであればこちらでやると意気込む空自にも確たる計画はなく、双方共にもやもやした状態だったと述べている⁹。

つまり高射部隊帰属問題は、単に陸自と空自との間の導入兵器をめぐる主導権争いとして始まったのではなく、それ以前の高射砲からSAMへと兵器換装を進める米軍をはじめとする世界的趨勢とその波及の結果である在日米軍高射砲部隊の解隊撤収とが、直接的な発端だったのである。一方で、当時の陸自・空自は各々主力部隊の増勢と育成に注力し、いずれも高射部隊に対する構想・計画を十分準備できる状況にはなかった。換言すれば、戦後の日本防衛に関し米国に依存していた高射防空機能がごく近い将来欠落すると判明し、これを代替する高射部隊の帰属をめぐる陸自と空自との間に泥縄式の綱引きが始まったのである。

(2) 論争の始まりと陸上及び航空自衛隊の主張(1957年夏-1959年3月)

米軍高射砲部隊の解隊撤収表面化に伴い、1957年夏頃から内局、統幕、陸幕及び空幕の間で幕僚長級、部長級、主務者級の様々な論争が展開されることになった。まず、問題検討のための組織が設置される。それが9月、統幕内にできた防空研究会である。統幕では従来、週1回各幕防衛部長級に時折内局防衛1課長を加え、防衛上の諸問題を検討する防衛会同が開催されており、これらのメンバーに若干の参加者を加える形で防空研究会が行われた。研究会では、例えば誘導弾と航空機との比較研究が議題となっている¹⁰。

1958年3月12日から15日までの間、研究会の一環として統幕主催で、やよい研

7 「和田盛哉回想録Ⅱ」。

8 「地对空誘導(ナイキ・ホーク問題)座談会記録」。

9 同上。

10 「和田盛哉回想録Ⅱ」。

究という検討会が行われた。統幕、陸海空各幕部長級以下主務者までが参加し、総合的に諸問題を検討する大がかりなものだった。研究事項は、SAM 帰属決定の基礎となる建設・維持管理・訓練・作戦運用等広範に及んだ。和田の記憶によるとこの時、島田航一（空将、航空総隊司令官（1961-63年））空幕防衛部長が、有人機は今後約10年で消滅し空自は全部SAM部隊となると発言した¹¹。

防空研究会は3月末に解散となり、同時期に防空装備委員会が内局に設置される。同委員会事務局長は、当時研究開発担当の佐伯喜一（防衛研修所所長（1961-64年））参事官であった¹²。陸幕第3部で当事者だった松金久知（陸将、東北方総監（1975-77年））、中山平八郎（陸将、東方総監（1973-75年））も、内局の中心に佐伯がいたと証言している。松金によれば、防空装備委員会は相当な発言力を持っていた。また、内局の担当者は難しい問題になると佐伯を立てて、彼がこう言えばそれで決まる雰囲気があった、最後に帰属問題でもめた時もそうだったとも述べている¹³。

この間、陸幕では1957年12月、翌々年度業務計画でのロケット実験隊の新編を要望し、1958年8月には陸幕第3部にロケット班を設置している。また、1958年後半には、帰属問題解決のための苦肉の策として内局主導の陸自・空自の統合論やロケット実験隊は編成後統幕所属とするなどの案が浮上したものの、いずれも頓挫した¹⁴。

一方、1956年1月に陸自隊員の身分で空自幹部候補生学校へ将来の高射部隊編成基幹要員として入校し、この頃には空自隊員となっていた諸江義厚（空将補、第2術科学学校長（1975-76年））によれば、空自では1958年9月、それまで米陸軍防空学校への要員留学、陸自高射部隊への特別派遣勤務、中部航空方面隊防衛部高射班設置と着々と布石を打ったにもかかわらず、一般命令まで発出していた高射訓練隊編成準備が取り止めになった。最終段階での陸幕長の猛烈な反対に屈した結果だったという¹⁵。

その後、1959年2月から3月にかけて陸自はロケット実験隊編成準備のため、陸幕第3部ロケット班班長以下6名の視察団を米国に派遣し、SAMに関する諸施設・教育訓練・補給整備等の状況を現地研修させている¹⁶。

なお、1959年にまとめられたものだとして和田は、当時の陸・空両者の主張を次のように記している。陸自の主張は、ナイキ及びホークは高射砲を改良発展させたものであり当然陸自に属すべきで、ナイキ・ホークの建設・維持・補給整備を一体化して管理した方が効率的である上に陸自は現有の人員施設で容易にそれが可能、陸自がナ

11 同上。

12 同上。

13 「地对空誘導弾（ナイキ・ホーク問題）座談会記録」。

14 「和田盛哉回想録Ⅱ」。

15 「ナイキ部隊の創設と育成」。

16 「和田盛哉回想録Ⅱ」。

イキ・ホークを保有した上で防空作戦においては空自の統制を受ければよい、というものであった。一方、空自の主張は、主要都市・基地防空で飛行部隊の間隙と低空域を補完するためにナイキが必要であり、防空作戦で航空機とSAMは航空部隊指揮官の統一指揮下に置くべきで陸自主張の統制では不十分、防空作戦の特性上も情報収集から目標割当に至るまで精密迅速を期すために平時から統一指揮下での管理・訓練が不可欠、というものであった¹⁷。

相互に、自らへの高射部隊帰属の合理性を主張して譲らず、容易には妥協点を見出せないものであった。

(3) 論争の激化と統幕会議における決定(1959年5月-7月)

1959年5月、年末にロケット実験訓練隊編成を控え、SAM導入に関するMAAGJ(Military Assistance Advisory Group, Japan(在日軍事援助顧問団))との交渉が進められる段階となったことと相まって帰属論争が激化する。この月、林敬三(初代統幕議長(1954-64年))統幕議長とMAAGJ団長のジェラルド・ヒギンズ(Gerald J. Higgins)少将との会談が行われた。ヒギンズは防衛庁の速やかなSAM帰属決定を要請し、この際林は検討の上回答するとした¹⁸。

5月ないし6月、既述の防空装備委員会で担当参事官だった佐伯喜一が論考を発表した。関係者間で佐伯論文と称されたこの論文の要旨は、SAMに関して一元的作戦指揮のため帰属も一元的であるべき、ナイキは高射砲の発展したものだというのがむしろ航空機との関連性が強い、建設に関し陸自に一日の長があるのは認めるが一時的なもの、などといったものであり、和田は当該論文を陸自の主張を全面的に否定し、庁内のSAM帰属問題に少なからぬ影響を及ぼすものであったと述懐している¹⁹。

7月15日、高射部隊帰属問題は統幕会議においてひとまず決定を見る。その方針は、原則として高高度及び長距離SAMは空自、低高度SAMは陸自、艦船用SAMは海自がそれぞれ担任し、暫定措置として統幕事務局にGM(Guided Missile(誘導ミサイル))別室を設ける、といった内容であり、同別室の所掌事務を、SAM導入及び研究開発・部隊建設及び指揮運用の大綱、SAMに関するMAAGJとの総括的連絡、ロケット実験訓練隊等の運営等に関する基本的事項とするものであった²⁰。

つまり、この決定ではまだ、あくまで原則としての担任区分を示すにとどまり、肝心の高射部隊帰属については明言されず、あまつさえ、導入から指揮運用に至るまで

17 同上。

18 同上。

19 同上。

20 同上。

の大綱も今後の課題とされていることがわかる。

和田は、この決定に関する秘密諒解事項として、ナイキ級を含めそれ以上の性能を有する高高度及び長距離 SAM は空自、ホーク級を含め低高度 SAM は陸自の担任とする一方、当面の SAM 部隊建設は陸自のロケット実験訓練隊を母体として行い、ナイキアジャックスは陸自で建設する、という約束事があったとしている²¹。

和田によれば、当面の部隊建設の主導権を陸自が握るとの諒解が存在したことになる。

さらに和田は、統幕会議の決定に関する興味深い挿話を残している。決定当日の7月15日には、17日付で勇退する佐薙毅（第2代空幕長（1956-59年））空幕長の送別宴が開かれ、そこに内局の要人と統幕及び各幕の部長以上が参集した。宴半ば和田が林統幕議長に挨拶すると、林から高射部隊帰属について強硬意見をはいているのは君かと問われ、和田は自分だけでなく陸幕全体の意見であると返した上、空幕長は二枚舌だ、なぜなら空自に約1万の要員がいると述べる一方で空幕人事部は陸幕に対し要員約6百名を空自に転官する要望を出しているからだ、と訴えた。そのやり取りの最中、大森寛（第5代陸幕長（1962-65年））陸幕副長が歩み寄り、和田君もう終わったよ、先ほど宴が始まる前にこの部屋の隅で統幕文書に対する各幕僚長の調印が済んだ、と言葉をかけた。和田は啞然とするばかりだったと述懐している²²。

和田が空自寄りだったとする既述の佐伯論文が、具体的にこの統幕決定にどう作用したのかは判然としない。しかしながら、林議長が和田に投げかけた言葉や、佐薙空幕長退任にあたかも花を添えるかのような統幕決定文書の処理の仕方から、この段階では少なくとも陸幕よりも空幕の意向に近い形で論争が推移していたことをうかがわせる。他方で、帰属に関しては、この曖昧な統幕会議の決定が問題を長期化させることになるのである。

2. 論争の長期化と最終決定経緯

(1) 論争継続と長官指示・要員の米国派遣要請（1959年8月-10月）

統幕会議決定文書は上層部による妥協の産物であり、陸自はナイキ級以下の陸自所属、空自はナイキ級以上の空自所属との両者の相容れない要望を解釈に含みを持たせることで処理したものだ。統幕は陸自及び空自の解釈が相違したままでは今後物

21 同上。

22 同上。

議を醸すおそれがあるため、SAM問題に関する長官指示をより明確化したい意向であった。陸幕は字句を修正すれば新たな解釈を生じ、統幕会議決定直後でもあるので再度論争を繰り返すことは適当でない、長官指示はこのままでよいと主張した。一方、空幕は統幕決定文書が不明瞭であり、少なくとも全般防空に任ずるSAM部隊がすべて空自担任だと明確化するよう主張し、根本的な議論に立ち帰らざるを得ない状況となった²³。

担当者級から逐次上級者の交渉に移った議論は、当時杉山茂(第3代陸幕長(1957-60年))陸幕長、源田実(第3代空幕長(1959-62年))空幕長いずれも渡米中だったため、大森陸幕副長と松田武(第4代空幕長(1962-64年))空幕副長の間で妥結された上で長官指示案が内局に送付された。また1959年9月以降、統幕は庁内で調整を図りつつMAAGJと数次にわたり交渉した。その内容は、当初編成のSAM部隊大隊数、防衛区域等の担任区分、ロケット実験訓練隊の運用、要員教育訓練のための米国派遣、防空計画等に関するものであった²⁴。

以上のような経緯を経て10月7日、SAMに関する長官指示が発出された。それはSAM導入・建設を急務とし、全般防空を空自、それぞれ自らの部隊・艦艇・基地などを守るための自隊防空を各自衛隊に計画させる一方、SAMの担任区分は既述の統幕決定と同様でありながら、当面の建設については陸自ロケット実験訓練隊を母体にナイキジャックス部隊も陸自で実施する内容であった²⁵。この長官指示は、和田が統幕決定時に存在したという秘密諒解事項を裏書きするものとなっている。

一方で、和田はこの指示の問題点として、自隊防空計画を各自衛隊に任せただけで、統幕決定文書で比較的明確だった陸自・空自間の担任区分がかえって複雑化すると共に、後方分野についての担任区分は未解決のまま残されたと指摘している²⁶。

1959年9月以降、米陸軍防空学校視察を終えて帰国した杉山陸幕長は「ホークでええ」と陸自の装備する兵器はホークだと判断した旨を発言した。また、松金によればこの秋から年末にかけてのいずれかの時期に源田空幕長が陸幕に来訪して杉山陸幕長へ直談判に及び、杉山は「負けた」と述べた²⁷。これらから、杉山がナイキの陸自への装備を断念したとも、杉山・源田間の議論では源田が勝り、ナイキ帰属問題がこの時点では空自側有利に傾いたとも解せる。

10月16日、長官からMAAGJに対し、1961年3月を目途にナイキ2個大隊を新

23 同上。

24 同上。

25 同上。

26 同上。

27 「地对空誘導弾(ナイキ・ホーク問題)座談会記録」。

編するための関係装備品及び編成に必要なパッケージ訓練を要請した。なお、閣議では、長官からあらかじめ2個大隊分の米国派遣を要請したものの、大蔵大臣発議により1個大隊分を削除されてしまう。防衛庁は陸自及び空自各1個大隊の派遣を企図したが大蔵の対応により、第1回派遣大隊を陸自と空自のいずれにするかが問題化することになる。また、内局はSAM導入に当たり単年度2個大隊建設は不可能と考えており、米国からも高価な装備品であることから2個大隊は2会計年度にわたる導入を可とするとのことだった。この結果、最終的に長官の要請は1個大隊分への修正を余儀なくされる²⁸。これもまた、高射部隊帰属問題における争いの火種となる。

(2) ロケット実験訓練隊編成と派遣決定(1959年11月-1960年1月)

12月4日、下志津の高射学校で陸幕が早期から企図していたロケット実験訓練隊が編成完結式を行った。約150名から成る隊の任務は、SAM等の運用整備に関する調査研究・実用試験と米国派遣訓練に当たり要員に事前準備教育を施すことだった。遡って11月、同隊編成に関する長官命令の手続き中、既述のようにナイキ大隊の米国派遣が1個大隊に制約されることから、内局では陸自・空自のいずれにするか論議が続く、大蔵省はナイキを陸自・空自二本立てで編成することに批判的であった。このため、内局経理局の意向で同隊に関する長官決裁が保留されそうになる²⁹。

陸自は、この隊が陸自すべてのSAMの訓練中枢だと主張し、またこの隊の編成を推進することがナイキ大隊の米国派遣で陸自優先につながると考え、各方面に調整した。次官を中心に、防衛・経理各局長、統幕事務局長らが協議した結果、漸く当初の予定通り12月の編成完結に至ったのであった。ただしこの際次官は、この隊が陸自所属だからと言ってナイキも陸自の所属だとして帰属問題を有利に導くような主張はしないように、と釘を刺した。また、統幕は決定文書にGM別室所掌事務がロケット実験訓練隊等の運営に関する基本的事項と明記されていることから、米国派遣論議が過熱している関係上同隊を逐次陸自・空自の人員が混在する統合部隊に改編運用する意図を表明した。これに対し陸幕は、当面行政管理的機能を有しない統幕には任せられないと反対した³⁰。

同じ12月、翌年度予算査定を目前に控え、また翌々年度業務計画の策定期期に至ったことからSAM関連事業も様々な問題を残しつつ、いよいよ第1回パッケージ訓練(PTG: Package Training Group)に関する方針・要領を定めねばならない段階を迎え

28 「和田盛哉回想録Ⅱ」。

29 同上。

30 同上。

る³¹。PTGとは、ナイキ1個大隊の編成要員のうち、基幹となるナイキ特技員にまず特技別に技術教育を施し、終了後集合して部隊としての訓練を実施し、最後に実射を行うもので、部隊訓練終了後ナイキシステム一式を受領し、一般装備品及び一般特技者を充足して部隊を編成する方式である。欧米諸国のナイキ部隊はすべてこの方式で建設され、日本の部隊建設もこれによることが求められた³²。

内局は概して全般防空は空自の担任であることからナイキの所属は空自という意向で陸自主張のナイキ部隊建設基盤に対する考慮は少なく、佐伯論文の影響が色濃い状況にあった。大蔵省は、内局特に経理局の説明に影響を受け、全般防空SAMは空自とする一方、防空組織の一本化と経済的・効率的防空を追求する考え方も持っていた。これは、SAMの訓練・整備補給などのための陸自現有施設の有効活用につながるものであり、陸自側に有利に作用すると考えられた。また、当時空自は次期戦闘機導入のため長期間多額の予算を必要としており、このことが内局及び大蔵省のナイキ問題に対する考え方にも影響を及ぼす雰囲気があった。この間陸自はSAM育成基盤の現状を周知するため、12月上旬、佐伯参事官、経理局長、会計課長ら内局関係者を高射・武器両学校へと案内した。これらが逐次陸自に有利に働き、第1回PTGについては陸自を優先して派遣する気運が高まった³³。

12月下旬、PTGについて防衛庁・MAAGJ・大蔵省間で、また庁内で最終調整が行われた。24日、統幕事務局はMAAGJとの交渉でPTGの陸自・空自混成部隊編成について再提示した。だが、MAAGJ担当者から断固拒絶された。このようなやり取りが続く中、防衛庁と大蔵省との最終折衝で大蔵省が、混成は認めない、一本化した部隊を派遣すべき、と態度を明確にした結果、この問題は決着した³⁴。空自の諸江は、当初陸自・空自混合組成に対して難色を示していたMAAGJが、空自要員が陸自に転官してPTGに参加及びPTG終了後、所属をいずれかに統一することで納得したとしている³⁵。つまり、PTG要員の問題決着に当たってもいわゆる玉虫色に近い暫定的結論によって日本側は切り抜けたのである。

1960年度予算査定は年末から始まって越年、1960年1月13日に決定した。PTGに関してぎりぎりまで論議が続いたが、前日の12日、陸自として派遣することに決定し、45名分の予算が認められた³⁶。

31 同上。

32 「ナイキ部隊の創設と育成」。

33 「和田盛哉回想録Ⅱ」。

34 同上。

35 「ナイキ部隊の創設と育成」。

36 「和田盛哉回想録Ⅱ」。

(3) PTGの日米了解事項覚書及び派遣開始(1960年1月-5月以降逐次)

1960年1月から派遣のための準備教育が、調査学校での英語教育を皮切りに始められた。GMに関する基礎知識教育においても16週のうち、4週は英語で教育する実践的なものであった。PTGは既に述べたように、陸自として派遣することに決定したが、実際は混成でその割合は陸自が3分の2、空自が3分の1となっており、空自隊員も陸自制服を着用することとされた³⁷。

4月、日本が米国からナイキ供与を受け、PTGを実施するに当たり、両国政府間で了解事項覚書が締結された。日本が課された事項には、受領したナイキシステムを日本防空のために使用する、ナイキ大隊用陣地を準備する(陣地選定はMAAGJと防衛庁が同意した要地防空上の要求を充たすものであること)、ナイキ装備品を陣地に展開し、部隊訓練を完成してナイキ大隊を常に作戦即応態勢に維持することなどが含まれていた³⁸。

5月24日、連絡幹部等6名が第1陣として出発した。連絡幹部の内訳は陸自2名、空自1名で、本隊の大隊長は陸自、副大隊長は空自とされた。6月には空自からの要員として、諸江も菅間正(自衛隊宮城地方連絡部長(1969-71年))と共に、小牧基地で米留準備英語課程を履修した。いずれも旧陸軍出身の諸江と菅間はここで、将来部下になる防大1～3期生及び一般大学出身の若い幹部と交流を深めた。10月、課程修了後彼らは下志津の陸自ロケット実験訓練隊に派遣され、ナイキ関連米軍マニュアル学習及び器材研修などを行うと共に、同じPTG要員である空曹等に英語教育を施した。空曹たちの大半はAC&W(Air Control and Warning(航空警戒管制))や航空機整備の勤務経験があり、職務上米軍と接する機会も多く、英会話については諸江たちよりも堪能な者が多かったという³⁹。

なお、PTGで派遣された要員は職務・業務の区分に従って米陸軍の防空学校・武器学校・工兵学校・通信学校に段階的に分遣され、既に述べたように最終的に集合してナイキ部隊としての総合訓練ができるよう計画・実施された。PTG要員はロケット実験訓練隊で事前に素養検査して選抜された者であったが、その多くを占めたのは、幹部は防大1～3期の、陸曹は少年工科学校の出身者であり、成績抜群で米国の関係学校当局者を驚嘆させた⁴⁰。

この頃の論争の状況として杉田一次(第4代陸幕長(1960-62年))は、1961年6月には源田空幕長が欧州視察してナイキの空自帰属を主張した一方、久保卓也(第9

37 「ナイキ部隊の創設と育成」。

38 「和田盛哉回想録Ⅱ」。

39 「ナイキ部隊の創設と育成」。

40 「和田盛哉回想録Ⅱ」。

代防衛事務次官 (1975-76年)) 内局防衛第1課長が9月から10月にかけて欧州を視察し、その帰国報告もナイキの空自配属を示唆するものであったと回顧している⁴¹。

空自高射部隊編成基幹要員である諸江は1962年2月、再び陸自所属となり、帰国後の編成予定部隊の副指揮官要員として5月18日、羽田を出発した。諸江は出発の3日前、空幕防衛課長からナイキは空自に所属させるのが最良と信じるので最善の努力をしてほしい旨告げられると同時に、万一陸自所属となった場合にはPTGの空自出身者全員が陸自に行くよう最善の努力をしてほしいと切々と訓示されたと述べている⁴²。諸江によれば、空幕の中枢には結果的に帰属がどうなろうと一体的な高射部隊建設に意欲的な者もいたのである。

その意を汲んで訓練部隊の団結に心血を注いだ諸江も、西側諸国の軍隊からの入校者が集う中、日本からの要員が優秀な成果を上げた旨を記している⁴³。陸自・空自共に選りすぐりの隊員を派遣し、かつ彼らが勤勉努力した結果、この派遣訓練において日本側は米軍を驚嘆させるような優秀な成績を収めたのだった。

7月、各課程別の技術教育を終えた要員はフォートブリス (Fort Bliss) に集合し、訓練大隊を編組して部隊訓練を行った。大隊長以下181名帰国後を想定した4個中隊編成での、米陸軍指導下での訓練であった。10月8日から部隊訓練の総仕上げとして射場で無線誘導標的機に対する実射を、各中隊3発実施することになった。9日、第4中隊が2発命中、以後各中隊が射撃し、第1中隊の第3弾成功を最後に24日、全中隊の射撃を終了した。12発中9発成功、3発不成功で、米軍評価チームの操作手順評価は大隊平均98.3であった⁴⁴。

(4) 帰属問題の最終決定経緯 (1961年5月-1962年12月)

1961年5月15日、西村直巳 (第13代長官 (1960-61年)) 長官からナイキ所属決定のため源田空幕長と共に意見を求められた杉田陸幕長は、ナイキやホークを陸自に所属させることが国家の利益であるという信念のもとに、2時間にわたって8項目から成る意見書を説明し、空幕長が統一指揮の見地から空自にナイキ所属を訴えたことに対し、ならばこの際空幕長に陸空両自衛隊を統一指揮させるのが適当だと附言した⁴⁵。ただし、西村は帰属問題決着の断を下すことなく、7月の内閣改造で防衛庁を去っている。

41 杉田『忘れられている安全保障』389頁。

42 「ナイキ部隊の創設と育成」。

43 同上。

44 「和田盛哉回想録Ⅱ」: 「ナイキ部隊の創設と育成」。

45 杉田『忘れられている安全保障』383-388頁。

引き続き、両幕僚長は列席させずに行われた庁議で問題が審議され、深夜に及ぶも決しなかった。松金によればこの庁議の前の陸幕長説明のために、陸自は育成が容易で確実性があるなどとしたチャートを10枚ほど作成したという。その際海原治（防衛庁長官官房長（1965-67年）、内閣国防会議事務局長（1967-72年））防衛局長から理論的には源田の方がいい、しかし実際的なのは陸自だと所感を述べた。他方、佐伯参事官は完全に空自支持だった。また松金と中山は、庁議で局長のうち陸自案に賛同したのは海原と医務局長だけで、残りは皆空自案に賛同したとしている⁴⁶。

16日、ナイキ部隊の所属に関する長官覚書が示達された。それは、帰属決定時期を1962年11月中旬となる第1回PTG帰国後適当な時期とすること、2次防間のナイキ2個大隊分の教育訓練・編成・配置等に要する経費見積を便宜上陸自経費の中に入れて積算すること、の2点を明示したものだ。この結果、以降翌年の10月初旬までの間には帰属問題に大きな動きはなかった。だが、1962年9月以降ナイキ装備品の揚陸が開始されて第1回PTG要員の帰国時期が近づくと、防衛庁は帰属の最終決定を迫られる⁴⁷。

10月中旬、海原防衛局長はナイキを陸自・空自それぞれに帰属させた場合の利害について陸・空自衛隊に説明書の提出を求めた。11月9日、両自衛隊は渡米直前の志賀健次郎（第15代防衛庁長官（1962-63年））長官に大森陸・松田空各幕長が所信を表明することで海原の要請に応えた。26日に長官が帰国し、12月4日と5日、内局上層部で帰属問題に関する調整会議が行われた。12日、統幕会議が開催され、林議長から1963年7月1日をもってナイキ部隊を空自所属に移管する旨の意見が開陳された。大森陸幕長が反対意見を述べたため、結論は得られなかった。この統幕議長意見は14日、陸海空各幕長の意見を添えて長官に提出された。17日と18日、参事官会議でも問題が討議されたが結論を得ず、防衛局から2次防間は空自の作戦統制を受けるとして陸自に所属させる妥協案が出された。しかし、門叶宗雄（第2代事務次官（1960-63年））事務次官は統幕議長案を尊重すべきと示唆した。20日及び22日、会議の結果に基づき、陸幕長は高射部隊帰属問題について長官に対して所信を表明した。26日、庁議で帰属問題は決定した。それは、第1次ナイキ大隊は陸自で編成し、1964年4月1日、空自に移管、第2次ナイキ大隊は空自で編成、ホークは陸自の所属とする、というものであった⁴⁸。

大森陸幕長はこの時のことを振り返って次のような回想を残している。志賀長官は、

46 「和田盛哉回想録Ⅱ」：「地对空誘導弾（ナイキ・ホーク問題）座談会記録」。

47 「和田盛哉回想録Ⅱ」：「ナイキ部隊の創設と育成」。

48 「和田盛哉回想録Ⅱ」。

これまで陸幕長と空幕長に意見を聴いたが、陸幕長の意見を聴けば陸自への帰属がよいと思うし、空幕長の意見を聴くと空自の方が正しいと思う旨を語った。加えて志賀は、陸自も空自もそれぞれ十分理由説明を尽くしてくれて本当に迷ったが、米国視察も終えた現在、日本防衛の観点から、またホーク導入を考え合わせるとやはり空自に帰属させる決定をしたい旨発言した。誰も発言しない中で大森は、長官の決定が下った以上自分はそれを受け容れると述べ、それで長官は非常に喜んだと述懐している⁴⁹。

和田は陸自の説明努力が実を結んだゆえに長官も内局もなかなか決定できなかったと振り返る。また、中山は和田の評価を肯定して、最終的にはナイキを帰属させると「陸自が太るから」これを回避した、というのが長官の統幕議長案採用の理由だと示唆する。その間接的な証左として、帰属問題決定時に松田空幕長の主張を容れた林統幕議長が、防空戦闘では身心共に防空指揮下にないと作戦が破綻する、従って空自が完全に指揮統制しなければならない、としきりに主張したとする⁵⁰。

これに対して陸自は、バッジシステムなどが健在ならばよいが、実戦ではおそらくすぐ寸断されて陸自・空自による局地防空機能発揮が必要となる、よって作戦統制の一元化はむしろ現実的でないと反論した。田中は林統幕議長が本心では三自衛隊の均衡を重視しており、陸自にナイキとホークを帰属させると強くなりすぎる懸念を抱いていたと推測する。そして、この林の考えに志賀長官、門叶次官らが共鳴したと述べる。和田は問題が生じた当初、林統幕議長も加藤陽三（事務次官（1963-64年））防衛局長も相当陸自を応援してくれていたのだが、とつけ加えている⁵¹。

問題が生じた頃の内局防衛局長であり、問題決着時には官房長を務めていた加藤は、陸自も空自も互いの立場を主張して譲らなかったと回想し、加藤自身はミサイルが将来決定的兵器になる、陸自にもミサイルを持たせて慣れさせなければならない、従ってホークは陸自にと考えたという。同じ回想の中で加藤は、海原がナイキも全部一本化して陸自へと主張した気がする、これに対して自分は（海原のミサイルすべてを陸自に持たせる主張とは異なり）陸自が全然ミサイルに触れないのはいけないと考え、最終的にホークを陸自に持たせることで妥協したように記憶すると述べている⁵²。

1961年から空幕付となってバッジシステム導入などに尽力した丸田文雄（空将、航空総隊司令官（1967-69年））は、門叶次官と加藤官房長が一部の猛反対を押し切って見事な断を下すことでナイキは空自、ホークは陸自という妥協案を導き出した旨示唆

49 「大森寛元陸将回想記録」（「平 17 防衛 02156100 創造関連資料 4 (1/4)」、国立公文書館所蔵）。

50 「地对空誘導弾（ナイキ・ホーク問題）座談会記録」。

51 同上。

52 加藤陽三・麻生茂証言「警察予備隊・保安庁・防衛庁創設の回想」（「平 17 防衛 02152100 創造関連資料 3(1/4)」、国立公文書館所蔵）。括弧内は筆者補足。

している⁵³。加藤の回想証言を補うものと言えるだろう。

一方統幕議長の林は、議長在任中の10年間で唯一意見が合致しなかった事例がこの帰属問題であったと振り返っている。陸自にも空自にも一定の理屈があったと述べた上で林は、杉田陸幕長・源田空幕長時代は両者共に信念の強い人々だったから、そういう時期に無理に決めて摩擦を起こすべきではないと考えていた。次の大森陸幕長・松田空幕長の時代になって林は、大いに意見は述べてくれ、ただし統幕議長が決定して意見を提出し、内局も大臣も同意するならそれに従い、その中で最善を尽くしてくれと申し入れた。林は、当時統幕でいくら議論しても決まらないから内局が取り仕切り漸く決着をつけたと世間では言われているが、統幕議長が統幕会議の規定どおりやって決めた、すなわち各幕長間に意見の整わない時は各幕長の意見をそのままにしてそれらに統幕議長の意見を付して大臣に上申する、それをそのとおりにやったのだと述懐する。当然ながら内局を説得し、次官も賛成してくれたという⁵⁴。林によれば、この問題は統幕議長が自ら機が熟すのを待って時機を失することなく処置したことになる。

なお1962年7月、統幕会議事務局第5幕僚室長に着任した高木作之（空将、補給統制処長（1966-69年））は、ナイキ及びホークの問題で陸自と空自が争っている現況において、松田空幕長から統幕議長をよく補佐して空自にナイキを帰属させるよう努力してもらいたい旨の特命を受けて統幕事務局に赴任した、と述べている⁵⁵。林の回想を部分的に補完する証言だと言えよう。

おわりに

国立公文書館所蔵資料を紐解くことにより、これまで不明確であった陸自と空自の間における高射部隊帰属をめぐる問題の経緯が明らかになった。その要点をまとめることで、本稿を締め括りたい。

なお、このまとめに関しても、冒頭でも述べたとおり、本稿で論じた空自側の主張などが主に陸自側資料に基づくものである以上、今後のさらなる関連資料の発見等によって変化する可能性のあることをあらためて付言しておく。

まず、先行文献では触れられていない当該問題の発端は、在日米軍高射砲部隊が解

53 「丸田文雄元空将回想証言摘録」（「平 17 防衛 01934100 機器操作関係資料 1/5」、国立公文書館所蔵）。

54 「林敬三証言摘録在職間の回想」（「平 17 防衛 02155100 創設関連資料 3（4/4）」、国立公文書館所蔵）。

55 「高木作之元空将回想証言摘録」（「平 17 防衛 02078100 創建関係資料 2（3/4）」、国立公文書館所蔵）。

隊撤収することになった。それは、既に米国や西ヨーロッパ諸国で進められていた従来の高射砲からSAMへの兵器換装という時代の趨勢であった。在日米軍に高射砲部隊による地対空防空を全面的に依存していた日本はこれに対応しなければならなくなり、ここに後継のSAM部隊の帰属をめぐる問題が生起することになった。当時陸自は地上部隊増勢、空自は飛行部隊育成と各々にとっての主力部隊建設に注力しており、高射部隊構想・計画への対応が後手に回っていたことがこの問題の解決を一層難しいものとした。

さて、実際にこの問題を解決するに当たり、統幕を主な舞台に内局も参画しての各幕長・各幕部長級・実務者級、専門の研究会が設けられ時には合同で様々な議論が行われた。しかし、それらが何らかの結論に至る際見られた特徴は、玉虫色の最終的な決定先送りの連続であった。1959年7月の統幕会議決定は当面陸自ロケット実験訓練隊での部隊建設のみが諒解事項として定められ、最終的な帰属を明記しなかった。10月の長官指示でも、依然部隊建設を陸自ロケット実験訓練隊母体で進めることが明らかで、ナイキ・ホークなど兵器体系の点ではむしろ統幕会議決定よりも曖昧なものとなった。1961年5月の長官覚書に至っては、帰属決定時期をSAM部隊建設のため米国に派遣したPTG要員が帰国する翌年11月まで先送りすることを明示するものであった。なお、このPTG要員選抜をめぐる決定でさえ、本来陸自一本とされたものに空自要員を含ませるという玉虫色の実態を持つものであった。

そして、同年12月、長官決定により漸くこの問題は決着を見ることになる。この最終決定経緯について、内局・統幕・陸幕関係者の回想の間で次のような相違がある。加藤官房長は、帰属問題の決定は妥協によるものであって陸自にもミサイルを持たせる必要がある、という自分の妥協案の結果だとしている。一方、林統幕議長は、陸自空自双方に一定の理屈があったこの問題は議長自ら処理したものであって、機が熟すのを待って主導し到着させたものだったとしている。他方、この議長主導意見を否定せずに陸幕の田中第3部長は、統幕議長はSAM部隊がすべて帰属することによって陸自が強大化するのを警戒し、これに内局が賛同した結果長官の決定に至ったとしている。

これら回想の相違は、陸自と空自の主張と論争の激しさを物語っている。すなわち、それまで着々と建設主体を担った陸自と今後の全般防空を担う空自との主張が衝突したため、誰もがどちらに利があるのか明確に線引きできない状況にあった。それぞれの回想に相違はあっても、加藤が妥協と述べ、林が双方に一定の理屈があったと述べるように、陸・空両者の主張が一定の説得力を持っていたことは間違いない。その結果、

問題は玉虫色の決定による結論の先送りを繰り返して長期化し、いよいよ米国における練成訓練で優秀な成績を収めた日本初の SAM 部隊が帰国するに至り、最終的に長官の決断を待つ以外に選択肢がなくなったのである。

問題の発端から先送りの連続の過程を考慮するとこの最終決定は、部隊建設を実質的に担った陸自に低高度 SAM のホークを、戦略的に守勢で全般防空を担う空自に高高度 SAM のナイキを、それぞれ帰属させるという妥協の産物であったと同時に、陸・空両自衛隊の主張を十分に踏まえた上での長官による裁定であった。

(航空自衛隊)

